

店頭販売、デリバリー等における お弁当・惣菜の表示について

店舗販売、デリバリーなどで消費者に食品を提供する機会が増えていますが、消費者に食品を販売する場合は、食品表示基準に基づく表示が必要となります。また、販売形態等によっては表示を簡素化できる場合があります。

① 原則的な表示例



【弁当の表示例】

名称	幕の内弁当
原材料名	ご飯(うるち米(国産))、鶏唐揚げ(小麦を含む)、焼鯖、煮物(里芋、にんじん、ごぼう、その他)(大豆・小麦を含む)、ポテトサラダ(卵・大豆を含む)、付け合わせ
添加物	調味料(アミノ酸等)、pH調整剤、着色料(カラメル)、カゼインNa(乳由来)、保存料(ソルビン酸K)
内容量	250g
消費期限	〇〇.〇.〇
保存方法	直射日光、高温多湿を避けてください
製造者	青森県庁株式会社 青森県青森市長島1丁目1-1

【惣菜の表示例】

名称	マカロニサラダ
原材料名	マカロニ、マヨネーズ、きゅうり、玉ねぎ、ハム、香辛料、食塩、食酢/調味料(アミノ酸等)、酸化防止剤(V. C)、コチニール色素、カゼインNa、増粘多糖類、発色剤(亜硝酸Na)、リン酸塩(Na)、(一部に小麦・乳成分・卵・大豆・豚肉を含む)
原料原産地名	イタリア製造(マカロニ)
内容量	100g
消費期限	〇〇.〇.〇
保存方法	10℃以下で保存
製造者	青森県庁株式会社 青森県青森市長島1丁目1-1

◎本紙では、栄養成分表示の例を省略しています。

～表示のポイント～

① 名称	その内容を表す一般的な名称を表示します。(注:名称と商品名は違います) 例)幕の内弁当、唐揚げ弁当、のり弁当、コロッケ、ポテトサラダ など
② 原材料名 アレルギー表示	使用した原材料に占める重量割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示します。 ※原材料及び添加物にアレルギー(8+20品目)を含む場合は、個別表示(個々の原材料又は添加物の直後に括弧を付してアレルギーを表示)、又は個別表示によりがたい場合は一括表示(最後にまとめて当該食品中に含まれる全てのアレルギーを表示)のどちらかで表示します。 個別表示:弁当の表示例 一括表示:惣菜の表示例
③ 添加物	使用した添加物に占める重量割合の高いものから順に、その添加物の物質名を表示します。 ※惣菜の表示例のように、添加物の枠を設けず、原材料名の枠内で使用した原材料を表示した後に「/」を表示し、続けて添加物を表示することも可能です。
④ 原料原産地名	使用した原材料で、重量割合が最も高い原材料について、当該原材料が生鮮食品の場合は「 <u>原産地</u> 」を、加工食品の場合は「 <u>製造地</u> 」を表示します。例)鶏肉(国産) 小麦粉(アメリカ製造) など ※弁当の表示例のように、原料原産地名の枠を設けず、原材料名の枠内で表示することも可能です。
⑤ 内容量	内容重量(g、kg)で表示する方法のほかに、内容数量(「1個」、「1食」、「1人前」等)による表示ができます。また、弁当、おにぎり、サンドイッチ、惣菜等は、一般的には、「1食」、「1人前」であることや個数が外見上容易に識別できることから、内容数量の表示は省略が可能となります。 ※内容量を表示しない場合は、項目を削除します。
⑥ 消費(賞味)期限	品質が急速に劣化する食品には「 <u>消費期限</u> 」、それ以外の食品には「 <u>賞味期限</u> 」を表示します。
⑦ 保存方法	開封前の保存方法を、食品の特性に従って表示します。
⑧ 食品関連事業者	表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示します。 ※事項名は、責任を有する者が製造業者であれば「製造者」、加工業者であれば「加工者」、販売業者であれば「販売者」となります。(製造所、加工所が異なる場合は、その氏名又は名称及び所在地を別に表示します)
⑨ 栄養成分表示	(1)熱量、(2)たんぱく質、(3)脂質、(4)炭水化物、(5)食塩相当量を(1)～(5)の順番に表示します。 ※栄養成分表示は、①～⑨の事項を表示する枠(一括表示)とは別に表示します。 ※食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合など、栄養成分表示を省略できる場合があります。

② 容器が透明(中身が見える)



名称	幕の内弁当
原材料名	ご飯(うるち米(国産))、おかず/調味料(アミノ酸等)、pH調整剤、着色料(カラメル)、カゼインNa(乳由来)、保存料(ソルビン酸K)、(一部に小麦・大豆・さば・卵・乳成分を含む)
消費期限	〇〇.〇.〇
保存方法	直射日光、高温多湿を避けてください
製造者	青森県庁株式会社 青森県青森市長島1丁目1-1

弁当の外部から見て、その原材料が分かるおかずは、以下1~2のとおり、簡素化して表示することが可能です。

1 おかず類をまとめて「おかず」と表示

2 メインとなるおかずを表示し、これ以外は「その他おかず」、「その他付け合わせ」と表示

※アレルギーを含む旨の表示と、添加物表示は一切省略できません。

「おかず」、「その他おかず」等で省略されるおかず類に含まれるアレルギーや添加物については、抜き出して表示する必要があります。

※フ라이、天ぷらなどの衣で包まれたおかずは、外観から中身を確認できないことから、上記の省略はできません(切り口から中身が分かるコロッケ、衣が透けて中身が分かる野菜かき揚げなどは除きます)。

③ 容器が不透明(中身が見えない)



名称	幕の内弁当
原材料名	ご飯(うるち米(国産))、鶏唐揚げ、焼鯖、煮物(里芋、にんじん、ごぼう、その他)、ポテトサラダ、付け合わせ/調味料(アミノ酸等)、pH調整剤、着色料(カラメル)、カゼインNa、保存料(ソルビン酸K)、(一部に小麦・大豆・さば・卵・乳成分を含む)
消費期限	〇〇.〇.〇
保存方法	直射日光、高温多湿を避けてください
製造者	青森県庁株式会社 青森県青森市長島1丁目1-1

不透明な容器に入れられた弁当では、「おかず」などの省略はできず、本紙表面①の原則的な表示を行います。

※左例では、内容量の表示を省略しています。

ポテトサラダ等は複合原材料(2種類以上の原材料からなるもの)にあたり、原則、使用した原材料を漏れなく表示しますが、省略可能な場合があります。

例)ポテトサラダ(じゃがいも、マヨネーズ、食塩、バター、…)

1.使用した原材料が3種類以上ある場合、重量割合が3位以下でかつ5%未満である原材料は「その他」とすることが可能。

例)ポテトサラダ(じゃがいも、マヨネーズ、その他)

2.複合原材料の製品の原材料に占める重量割合が5%未満の場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合は使用した原材料の表示を省略することが可能。例)ポテトサラダ

※本紙①~③の表示例は、上記2の下線部に沿って使用した原材料の表示を省略しています。

④ 製造場所でのみの販売

名称	幕の内弁当
アレルギー表示	一部に小麦・大豆・さば・卵・乳成分を含む
添加物	調味料(アミノ酸等)、pH調整剤、着色料(カラメル)、カゼインNa、保存料(ソルビン酸K)
消費期限	〇〇.〇.〇
保存方法	直射日光、高温多湿を避けてください
製造者	青森県庁株式会社 青森県青森市長島1丁目1-1



本件は“インスタ加工”に該当し、①原材料名、②内容量、③栄養成分表示、④食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、⑤原産国名(輸入品のみ該当)、⑥原料原産地名表示の表示は要しません。

※表示例の「製造者」は、「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」としての表示です。(↑上記下線部は義務表示ですが、表示例のほか、枠外の一括表示枠に近接した箇所に表示する方法などもあります。)

※米飯類(カレーライス、オムライス、幕の内弁当等)は、米トレーサビリティ法に基づき、使用したご飯の原料米の産地情報の伝達が必要となります(表示方法は、一括表示内以外に、別シール、店頭ポップ、メニュー等で表示することも可能です)。

⑤ 客の注文に応じてその場で製造、販売(配達含む)

生食用牛肉の注意喚起表示を除き、食品表示基準に定められた表示は必要ありません。

ただし、消費者からの問い合わせに対応できるようにするほか、アレルギー表示、賞味・消費期限などの情報は積極的に表示することをおすすめします。

なお、任意で表示する場合は、食品表示基準に定められたルールに則って表示するよう努めてください。

※原則、電話等で注文を受け、製造し、注文者へ配達する場合も同じです。

(宅配業者に配達を依頼し、当該業者が商品を買上げするケース等では、表示が必要になることもあります。)

※使用したご飯の原料米の産地情報の伝達は④と同様となります。



相談先窓口

[部署名]	[電話番号]	[担当地域]
東青地域県民局 地域農林水産部	017-734-9961	青森市、東津軽郡
中南地域県民局 地域農林水産部	0172-33-2902	弘前市、黒石市、平川市、南津軽郡、中津軽郡
三八地域県民局 地域農林水産部	0178-27-5111(内線222)	八戸市、三戸郡
西北地域県民局 地域農林水産部	0173-34-2111(内線236)	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
上北地域県民局 地域農林水産部	0176-23-4281	十和田市、三沢市、上北郡
下北地域県民局 地域農林水産部	0175-22-2685	むつ市、下北郡
農林水産部 食ブランド・流通推進課	017-734-9351	県内全域

◎製造する食品の種類によっては、製造許可が必要な場合があります。

◎製造許可、表示事項における保健事項(栄養成分表示等)、衛生事項(添加物、アレルギー表示、賞味・消費期限等)は最寄りの保健所にお問い合わせください。